

2018年8月21日

ご利用者の皆様へ

会館内での喫煙ルールの変更について

毎々、松心会館をご利用いただきまして誠に有難うございます。

さて、既にご承知とは存じますが、前国会で「受動喫煙防止法」が成立し、2020年4月1日から発効されます。

この内容は、ホテルの客室以外の場所や飲食店など多くの人が利用する施設や店舗では原則屋内禁煙とし、喫煙専用室でのみ喫煙が可能とするものです。

松心会館 ではこの新ルールに則り、館内喫煙ルールを以下の通り改訂致します。

また、改訂ルールへの移行時期につきましても前倒しで実施致したく、何卒、ご利用者のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

■館内喫煙ルールの見直し内容

館内では1階と3階の喫煙室のみで喫煙可能とし、その他の館内エリアでの喫煙を禁止と致します

■新ルールの適用時期

2018年10月1日（月）より

松心会館 支配人